

## 入札説明書（物件番号２）

この入札説明書は、本件売却に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、同法施行令（昭和２２年政令第１６号）、石川県財務規則（昭和３８年石川県規則第６７号）その他関係法令及び本件売却に係る入札公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加するもの（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

### １．競争入札に付する事項

別記１のとおり。

### ２．入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- （１） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２） 入札日までに石川県財務規則第１１１条第２項の規定による競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」とする。）に登載されている者又は直接自己の事業目的に使用する者であること。
- （３） 入札参加申請書の提出期限の翌日から入札の日までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- （４） この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。
- （５） 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- （６） 過去３年以内に石川県土木部（関係土木事務所を含む）が所有する県有財産の売買契約において契約条件の不履行があり、同種の一般競争入札に参加できないものでないこと。

### ３．入札参加資格の確認

入札参加者は、本件公告による入札参加申請書を下記のとおり提出しなければならない。

- （１） 提出期限 令和７年９月２日（火）午後５時
- （２） 提出時間 午前９時から午後５時まで
- （３） 提出場所 別記２に定める場所
- （４） 提出物 入札参加申請書（別紙様式２）  
役員等名簿（別紙様式３） （名簿に登載されている者以外の者）

#### 入札保証金納付免除申請書（別紙様式5）

（名簿に登載されている者で、入札保証金の免除を希望する者）

（5） 提出方法 持参または郵送により提出すること。

（郵送の場合は簡易書留とし、提出期限内必着とする。）

（6） 資格確認結果の通知等

入札に参加する者に必要な資格の確認の結果は、入札日の前日までに申込者に通知し、書面にて郵送する。なお、申込みをしない者及び、入札参加資格の確認を得られなかったものは入札に参加することができない。

なお、審査結果について疑義がある場合の問い合わせが可能な期間は、県が提出された入札参加申請書を受領した日から入札日の前日（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）午後5時までとする。

#### 4. 物件の公開及び説明会

当該物件の公開及び説明会（以下「説明会」とする。）は別記3のとおり実施する。

なお、説明会への参加は自由であるが、参加を希望する場合は、説明会の前日（県の休日を除く。）午後5時までに説明会参加申込書（別紙様式4）を、別記2まで持参、ファックス、または郵送で提出すること。ファックスまたは郵送の場合は参加申込の締切日必着とする。

説明会に参加せずに入札に参加する場合も、説明会における説明事項を了知し、当該物件を確認しているものとみなす。

#### 5. 入札および開札に関する注意事項

（1） 入札の日時及び場所は、別記4のとおりとし、入札即時開札とする。

（2） 入札参加者は、入札公告、この入札説明書、別添仕様書及び別添契約書（案）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、関係書類について疑義があるときは、別記2に対して説明を求めることができる。ただし、入札後、契約条件についての不知、又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（3） 入札方法は出場入札とし、郵送、電報、ファックスその他の方法による入札は認めない。

（4） 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び金額は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

（5） 入札者は、入札の際、別紙様式1による入札書を提出しなければならない。

（6） 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封書の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「何月何日開札[売却物件名]の入札書在中」と朱書しなければならない。

（7） 入札者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

（8） 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（9） 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）

をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、契約金額は、落札金額に自動車損害賠償責任保険の未経過期間分、自動車重量税の未経過期間分及びリサイクル料金を加算した額とし、それぞれの金額は下表とする。

| 物件番号 | 自賠責保険未経過分 | 重量税未経過分 | リサイクル料 |
|------|-----------|---------|--------|
| 2    | 362 円     | 0 円     | 0 円    |

- (10) 開札は、入札者が出席して行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 開札場には、入札者、入札執行事務に関係のある職員（以下、「入札関係職員」という。）及び(10)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (12) 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (13) 入札者は、開札に立ち会うときは入札関係職員の求めに応じ、当該入札に係る入札参加者資格確認結果通知書及び身分証明書又はその写しを掲示しなければならない。
- (14) 入札者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札中は、開札場を退出することはできない。
- (15) 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (16) 入札参加者は、入札書を入札参加者名義で作成できない場合（入札書に入札参加者本人の押印ができない場合）等で代理人により入札させるときは、様式6により作成し、その委任状を代理人に持参させなければならない。
- (17) 入札者又はその代理人は、本件売却に係る入札についてほかの入札者の代理人となることができない。
- (18) 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。
- (19) 開札の結果、予定価格に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再度の入札は1回とし、再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

## 6. 入札保証金

- (1) 入札保証金とは、入札において落札者となったものが、契約を行わない場合、県の被る被害の填補を容易にするため、入札者が納付する保証金である。入札に参加しようとする者は、石川県財務規則第115条の規定により、見積もった契約希望金額の100分の5に相当する額以上の額を入札保証金として納付しなければならない。第1回目の入札で予定価格に達せず、落札しない場合には、再入札を実施するので、これを見越したうえで、必要金額を最初から納付するようにすること。
- (2) 入札保証金の納付日時は入札日時とし、納付場所は入札会場とする。
- (3) 入札保証金は現金または銀行振出小切手による納付とする。
- (4) 入札保証金の還付等

① 落札者の納付した入札保証金は契約保証金に充当する。

② 落札とならなかった入札者には、入札終了後、領収書と引き替えに速やかに還付するものとする。この際、営業として入札参加し、かつ入札保証金を5万円以上納付した個人・法人の入札者は、領収書の作成が必要なので、印鑑（担当者印・可）と200円の収入印紙を持参すること。

- (5) 入札保証金の納付の免除を受けようとする入札者は、入札保証金納付免除申請書（別紙様式5）により、別記5の期限までに申請しなければならない。免除の可否は書面により通知する。
- (6) 入札保証金の免除の条件は、名簿に登載されている者で、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときとする。

## 7. 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 入札公告に示した入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (3) 売却物件名及び入札金額の記載のない入札書
- (4) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）及び押印のない、又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合で、入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書  
なお、正当な代理人であることが委任状その他で確認された場合を除く。
- (6) 売却物品名の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したもので、その訂正箇所を押印のない入札書
- (9) 入札公告において示される入札時刻に、入札箱に投入されなかった入札書
- (10) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書
- (11) 再度入札に当たり、直前の入札の最高価格以下の入札書
- (12) 入札保証金を納付しない者が提出した入札書（入札保証金の納付の免除を受けた者を除く）
- (13) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書
- (14) 郵送、電報、ファックスによる入札書
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 8. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以上の価格で最高の価格を掲示した入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札した者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定した場合、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、落札者とされなかった入札者に口頭によ

り通知するものとする。

- (5) 落札者が10(1)の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 9. 契約保証金

契約金額の100分の10以上に相当する金額とする。

なお、売買代金の支払が行われなかった場合、契約保証金は県に帰属する。

### (1) 納付期限

契約日

### (2) 納付方法

県の発行する納入通知書による。

### (3) 契約保証金の納付免除の条件

契約の相手方が名簿に登載されている者で、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

なお、免除する場合、別添契約書(案)の第4条を削り、第5条「譲渡代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〔※契約金額から契約保証金を差し引いた額〕円」を「前条に定める譲渡代金」に読み替えるものとする。

## 10. 契約書の作成

- (1) 1台ごとの契約とする。競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、当該契約の相手方に落札決定の通知をした日から起算して5日以内(当該期間内に県の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 上記期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は県に帰属する。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに石川県知事が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書は2通作成するものとし、(3)の場合において石川県知事が記名して押印したときには、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 石川県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 11. 契約条項

別添契約書(案)のとおり

ただし、契約書において次の用途指定制限が付される。

- (1) 譲渡を受けた者は、引渡しの日から1年間、譲渡物品を石川県内での使用(貸与による第三者の石川県内での使用を含む。)に供しなければならない。  
また、引渡しの日から1年間、譲渡物品を第三者に譲渡してはならない。
- (2) 譲渡を受けた者は、(1)に定める期間において、譲渡物品の使用状況の報告を求められた場

合、譲渡物品使用状況報告書（別紙様式 7）を県に提出しなければならない。

- （3）譲渡を受けた者は、（1）に定める期間が経過したときは、速やかに用途指定に係る履行報告書（別紙様式 8）を県に提出しなければならない。

#### 1 2. 契約金額

契約金額は、落札金額に自動車損害賠償責任保険の未経過期間分、自動車重量税の未経過期間分及びリサイクル料金を加算した金額とし、その額を次の各号の合計額とみなす。

- （1）落札金額
- （2）自動車損害賠償責任保険の未経過期間分
- （3）自動車重量税の未経過期間分
- （4）リサイクル料金

#### 1 3. 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日までに納入すること。

#### 1 4. 競争入札参加者資格審査に関する事項

競争入札参加者資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

（郵便番号） 920-8580

（所在地） 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

（機関名） 石川県総務部管財課（物品等、建築物管理業務に係る） 電話 (076)225-1262  
石川県土木部監理課入札・契約グループ（工事等に係る） 電話 (076)225-1712

#### 1 5. 車両の移転登録等について

- （1）移転登録等（移転登録（又は所有者変更記録）、自賠責保険の名義変更、車庫証明等）は落札者自ら行い、その費用は落札者の費用とする。現物の引渡しは、変更手続きの完了を確認した後とする。
- （2）車両は現状渡しとし、説明会後の不調や故障等については、補償しない。また、現地からの運搬費用は落札者の費用とする。
- （3）譲渡証明書等の書類は契約金額の納付を確認した後、交付する。
- （4）移転登録時に車両を移動させる場合、運搬方法等について十分に注意すること。

#### 1 6. 車両の文字及び補助銘板の消去について

- （1）落札者は、車両の石川県等の文字及び補助銘板の一切を消去し、消去後のカラー写真を提出するものとする。ただし、その費用は落札者の負担とする。
- （2）前項の提出期限は、車両の引渡し完了の日から 30 日以内とする。ただし、やむを得ない事由によるものとして甲が認めたときは、この限りではない。

#### 1 7. その他必要な事項

- （1）売却車両に関する照会先の名称及び所在地は、別記 2 のとおりである。
- （2）入札参加者又は契約の相手方が、本件売却に関して要した費用は、すべて入札参加者又は契

約の相手方が負担しなければならない。

- (3) 入札、契約に関する照会先は、別記 2 のとおり。
- (4) 契約締結権者の氏名は、別記 6 のとおり。
- (5) 入札書が無効となった者は当該入札に再度参加することはできない。
- (6) 入札書の宛名は石川県知事とすること。
- (7) この入札説明書に定めのない事項については、石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）その他関係法令等に定めるところによる。